

特別支援学級及び通級による指導の在り方に関する論点（案）

1. これまでの議論の整理（抜粋）

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

（我が国の特別支援教育に関する考え方）

- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育の充実を着実に進めていく必要がある。

インクルーシブ教育システムにおいては、可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子供に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。

（特別支援教育を巡る状況の変化）

- 少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒が大きく増加している。また、特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童生徒の数も増加している。

また、関連制度の改正や各学校・設置者の努力・創意工夫により、特別な支援を必要とする子供の学びの場が充実するとともに、通級による指導や交流及び共同学習の充実等により、それぞれの学びの場が柔軟で連続性を持ったものになりつつある。

（これからの特別支援教育の方向性）

- 特別支援教育を巡る状況の変化も踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、
 - ①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備
 - ②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

（制度、現状）

- 平成25年の学校教育法施行令の改正により、障害のある子供の就学先の決定に当たっては、市区町村教育委員会が保護者の意向や専門家の意見を踏まえて総合的に判断することとなっている。その結果、義務教育段階への就学予定者で、市区町村教育委員会が専門家の意見を聴取するための教育支援委員会等で調査・

審議対象となった障害のある子供の数は増加しているが、進学先の内訳は大きく変わっていない。

(就学相談の充実)

- 特に発達障害については、幼児の気になる行動が障害の特性によるものであることに気が付かず、本人を叱責してしまう等の不適切な対応をとってしまうケースもあるため、乳幼児健診や就学時健診における気付きを保護者や就学先、関係機関と共有し、必要に応じて適切な教育相談につないでおくことが、不適切な対応による二次的な課題を防ぐことにもつながると考えられる。このため、早期発見・早期支援の観点から、本人や保護者支援及び関係者の理解促進の更なる充実が求められる。

また、小規模の自治体が連携して広域で相談体制を構築したりすることも考えられる。今後更に、継続的な研修の実施や周辺自治体との情報共有等により就学相談担当者の専門性向上を図ることも重要である。

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

(特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実)

- 教師の専門性の向上等による特別支援学級の充実とともに、通常の学級に特別支援学級の児童生徒の副次的な籍を導入し、ホームルーム等の学級活動や給食等については原則共に行うこととすることが必要である。教科学習についても、児童生徒の障害の程度を踏まえ、共同で実施することが可能なものについては、年間指導計画等に位置付けて、年間を通じて計画的に実施することが必要である。その際、可能な限り、両学級の教育内容の関連の確保を図るとともに、通常の学級においては、ユニバーサルデザインや合理的配慮の提供を前提とする学級経営・授業づくりを引き続き進めていく必要がある。なお、特別支援学級の教師は当該学級の児童生徒の教育的ニーズに対応するために配置されていることに留意する必要がある。

(通級による指導等の在り方の検討)

- これまでの通級による指導の実施状況や、モデル事業の取組や成果を踏まえ、授業時数や指導内容、担当する教師の専門性の向上等について、引き続き検討が必要である。例えば、知的障害単一の児童生徒は特別支援学級の対象ではあるものの通級による指導の対象となっていない。知的障害があつたとしてもその程度が軽度で、通常の学級での学習活動に概ね参加している者は通級による指導の対象に加えることも考えられるとの意見もあつた。他方、知的障害のあるものには特別支援学級での指導が効果的との考えもあり、この点については引き続き検討が必要である。

2. 制度等

① 特別支援学級の実施と通級による指導の制度上の比較

	特別支援学級	通級による指導
設置根拠	学校教育法第81条第2項 学校教育法施行規則第138条	学校教育法第81条第1項 学校教育法施行規則第140条
在籍	特別支援学級	通常の学級
学級編制定数措置	1学級8人	(小・中) 13人に1人の教員を措置 H29から基礎定数化(R8に完成) (高) 加配措置
障害の種類	知的障害者 肢体不自由者 身体虚弱者 弱視者 難聴者 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの	弱視者 難聴者 言語障害者 自閉症者・情緒障害者 学習障害者 注意欠陥多動性障害者 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの
特別の指導を受ける時間等	原則として特別支援学級で学習。「交流及び共同学習」等を実施する際には、通常の学級で学習。	基本的には通常の学級で学習するが、小中学校の場合は年間10単位時間から280単位時間を標準とし、高等学校の場合は年間7単位を超えない範囲で特別の指導を受ける。
教育課程	基本的には小・中の学習指導要領に沿って編成。実態に応じて特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程を編成することが可能。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 (小・中) 週1～8コマ (高) 年間7単位以内

② 特別支援学級の設置や通級による指導の実施にかかるプロセス

- 就学に関し、学校教育法施行令第5条第1項において、小・中学校又は義務教育学校の入学期日等の通知と就学校の指定についてのみ定めている。(特別支援学級への就学に関しては、法令上の規定は存在しておらず、第756号通知及び教育支援資料において、その運用方針が定められている。)

○ 小・中学校又は義務教育学校への就学においては、特別支援学級在籍とするか、通級による指導の対象とするか、通常の学級への在籍（特別の教育課程を編成しない）とするかについては、法令上の規定は存在していないが、市町村教育委員会の教育支援委員会において検討することがおよそ予定されている。

(i) 法的根拠

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者

二 肢体不自由者

三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

○ 学校教育法施行令

（入学期日等の通知、学校の指定）

第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第二十二条の三の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合又は当該市町村の設置する中学校（法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第七号、第六条の三第一項、第七条及び第八条において同じ。）及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない

ない。

- 3 前二項の規定は、第九条第一項又は第十七条の届出のあつた就学予定者については、適用しない。

(保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取)

第十八条の二 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第五条（第六条（第二号を除く。）において準用する場合を含む。）又は第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

○ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第三百三十八条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第八百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第八百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十七条（第一百七十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第三百四十条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第八百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第八百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十七条（第一百七十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

第三百四十一条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒

が、当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

○ 学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第四百十条各号の一に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。ただし、高等学校又は中等教育学校の後期課程においては、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）第一章第三款の1に規定する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間、同款の2に規定する専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の3に規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同章第四款の4、5及び6並びに同章第七款の5の規定により行う特別活動に替えることはできないものとする。

- 1 障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。
- 2 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第四百十条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については、年間三十五単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については、年間十単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件（平成二十六年文部科学省告示第一号）に定める日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、授業時間数の合計がおおむね年間二百八十単位時間以内とする。
- 3 高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間七単位を超えない範囲で当該高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとする。

（ii）その他関連文書等

○ 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）（平成25年10月4日付25文科初第756号初等中等教育局長通知）

- 3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学
 - （1）特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受

けることが適当であると認める者を対象として適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

○ 教育支援資料（平成25年10月 文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課）

3 保護者への就学に関するガイダンス

就学に関するガイダンスにおいては、保護者が、子供の健康、学習、発達、成長という観点
を最優先する立場で就学先決定の話し合いに臨むことができること、子供の可能性を最大限伸ば
するための就学先決定であること、保護者の意向は可能な限り尊重されることを伝え、保護者
が安心して就学相談に臨むことができるようにすることが大切である。また、域内の学校（通
常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）や支援のための資源の状況、入学
までのスケジュール等を分かりやすく伝え、保護者の就学相談に対する主体性を引き出すこと
が大切である。

3. 現状・課題

- 小・中学校への就学に関する通知（第756号）において、障害のある児童生徒等の就学先決定に係る基本的考え方や、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者、通級による指導を受けることが適当であると認める者についての障害の種類及び程度等に係る考え方については示されている。通知（第756号）のより詳細な考え方については、教育支援資料（平成25年10月）において、示されている。
- また、特別支援学級の設置、通級による指導の実施については、全体としてはいづれも大きく増加している状況であるが、人口比に応じた状況とは異なっており、各都道府県間で程度にばらつきが見られる。
- 加えて、特別支援学級に在籍する児童生徒が通常の学級で交流及び共同学習を実施について、学習指導要領に示されているが、実施に関する時間等を規定する指針等が存在せず、実施の状況が不分明である。

<小学校における障害種別、都道府県別特別支援学級の開設状況（学級数）>

区 分	学 級 数							
	計	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害
総計	46,590	19,994	2,341	1,768	387	916	570	20,614
国 立	18	18	-	-	-	-	-	-
公 立	46,554	19,976	2,341	1,768	387	916	570	20,596
私 立	18	-	-	-	-	-	-	18
公立の内訳								
1 北 海 道	2,907	941	154	184	34	48	277	1,269
2 青 森	563	241	28	1	6	20	-	267
3 岩 手	564	259	27	17	5	22	-	234
4 宮 城	864	336	83	79	24	32	-	310
5 秋 田	380	164	21	20	3	23	-	149
6 山 形	466	219	19	23	3	5	-	197
7 福 島	636	331	6	5	3	8	-	283
8 茨 城	1,367	529	-	-	-	3	138	697
9 栃 木	711	352	13	3	3	10	-	330
10 群 馬	637	294	29	14	2	7	1	290
11 埼 玉	1,579	756	21	20	11	5	3	763
12 千 葉	1,681	876	8	5	2	13	41	736
13 東 京	1,085	982	9	9	-	-	-	85
14 神 奈 川	2,703	1,162	125	105	42	38	-	1,231
15 新 潟	1,134	476	41	23	5	13	-	576
16 富 山	388	183	16	16	1	14	3	155
17 石 川	376	173	24	5	2	5	-	167
18 福 井	290	149	-	-	-	-	3	138
19 山 梨	370	141	22	29	4	16	-	158
20 長 野	950	357	2	5	-	6	-	580
21 岐 阜	678	356	21	3	-	9	-	289
22 静 岡	855	520	8	1	-	4	-	322
23 愛 知	2,609	1,020	206	126	29	65	51	1,112
24 三 重	847	346	84	3	5	7	-	402
25 滋 賀	716	315	61	35	15	39	-	251
26 京 都	759	379	58	14	7	12	-	289
27 大 阪	4,903	1,711	409	456	49	93	-	2,185
28 兵 庫	1,923	775	198	43	16	56	-	835
29 奈 良	785	266	67	69	12	16	-	355
30 和 歌 山	459	214	26	8	4	1	-	206
31 鳥 取	329	117	25	19	4	18	5	141
32 島 根	391	151	23	22	10	16	-	169
33 岡 山	1,035	353	1	4	1	7	-	669
34 広 島	1,174	485	29	17	4	20	1	618
35 山 口	604	238	33	18	6	32	-	277
36 徳 島	470	200	29	36	6	8	-	191
37 香 川	469	172	36	51	7	24	-	179
38 愛 媛	608	216	31	25	5	31	-	300
39 高 知	431	131	29	45	9	14	1	202
40 福 岡	1,914	1,046	65	25	11	33	-	734
41 佐 賀	543	176	30	37	8	25	-	267
42 長 崎	653	269	53	39	6	23	7	256
43 熊 本	990	364	88	61	12	41	-	424
44 大 分	405	225	7	5	1	3	4	160
45 宮 崎	445	187	1	1	2	-	-	254
46 鹿 児 島	1,000	467	39	19	3	13	-	459
47 沖 縄	908	356	36	23	5	18	35	435

<小学校の都道府県別通級による指導の実施状況（児童生徒数）>

令和元年度通級による指導実施状況調査（令和元年5月1日現在）【公立】

		小学校									
		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	学習障害	注意欠陥 多動性障	肢体不自由	病弱・身 体虚弱
1	北海道	5,512	2,947	456	685	11	54	680	675	1	3
2	青森県	670	297	50	13	0	3	137	170	0	0
3	岩手県	1,401	1,143	34	5	1	8	155	55	0	0
4	宮城県	2,953	1,272	237	55	0	7	955	427	0	0
5	秋田県	559	168	116	27	0	10	149	85	1	3
6	山形県	1,797	1,305	52	13	0	7	224	195	1	0
7	福島県	1,225	397	256	28	0	3	171	370	0	0
8	茨城県	1,466	408	28	366	7	32	417	208	0	0
9	栃木県	2,297	1,228	343	81	0	21	293	324	3	4
10	群馬県	3,182	1,701	289	435	0	39	285	433	0	0
11	埼玉県	3,761	1,840	355	782	0	135	156	493	0	0
12	千葉県	5,826	4,453	88	229	39	159	343	457	54	4
13	東京都	22,902	2,983	5,984	7,800	78	305	1,410	4,342	0	0
14	神奈川県	6,261	3,099	981	993	8	227	147	806	0	0
15	新潟県	2,471	1,248	346	63	0	97	189	528	0	0
16	富山県	2,064	186	295	87	0	1	1,264	230	1	0
17	石川県	1,133	346	209	23	5	34	373	141	1	1
18	福井県	601	66	114	71	2	8	200	137	2	1
19	山梨県	871	467	132	45	0	8	115	104	0	0
20	長野県	1,302	627	154	41	3	18	301	158	0	0
21	岐阜県	3,922	1,096	1,206	85	0	23	353	1,158	0	1
22	静岡県	2,612	1,113	739	5	0	42	309	396	8	0
23	愛知県	5,586	721	825	1,254	0	119	1,066	1,601	0	0
24	三重県	878	411	48	171	0	11	142	95	0	0
25	滋賀県	1,353	211	357	42	1	2	523	216	1	0
26	京都府	3,958	1,597	1,110	73	16	34	628	497	2	1
27	大阪府	4,341	664	783	449	2	51	1,646	744	0	2
28	兵庫県	2,374	294	578	141	1	77	701	581	1	0
29	奈良県	779	262	170	59	0	11	211	66	0	0
30	和歌山県	785	169	180	18	0	22	268	128	0	0
31	鳥取県	519	104	97	19	0	2	169	128	0	0
32	島根県	765	262	118	95	0	14	98	176	1	1
33	岡山県	2,083	720	1,118	87	0	10	52	96	0	0
34	広島県	2,175	714	714	121	5	6	149	464	2	0
35	山口県	2,069	792	383	147	3	3	387	350	1	3
36	徳島県	574	92	63	26	1	8	257	127	0	0
37	香川県	380	19	109	7	0	7	96	142	0	0
38	愛媛県	1,568	478	231	52	0	6	531	270	0	0
39	高知県	164	82	0	0	0	0	44	38	0	0
40	福岡県	3,169	678	795	440	7	47	468	733	1	0
41	佐賀県	983	262	229	8	0	5	204	274	1	0
42	長崎県	2,054	412	210	139	0	30	338	925	0	0
43	熊本県	1,209	275	141	123	0	9	278	383	0	0
44	大分県	414	76	51	21	0	12	149	105	0	0
45	宮崎県	1,072	367	135	177	1	17	155	220	0	0
46	鹿児島県	1,259	645	134	264	0	23	89	104	0	0
47	沖縄県	1,219	365	173	85	0	3	332	261	0	0
	合計	116,518	39,062	21,216	15,950	191	1,770	17,607	20,616	82	24

4. 改革の方向性（案）

- 一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供する観点から、市町村教育委員会における就学手続きにおいて、よりきめ細かい就学相談を実施するとともに、特別支援学級及び通級による指導、通常学級、いずれの場が教育の場としてふさわしいかの判断に当たり、参考となる考え方をより具体的に示すこととする。
- 具体的には、教育支援資料（平成25年10月）を改訂し、以下のような内容を示していくことが考えられるがどうか。
 - ・ 障害のある子どもの特別支援学級への就学や転級、通級による指導の開始等に当たり、学びの場の判断について、より市町村教育委員会が主体的に、教育支援委員会を起点に、様々な関係者が多角的、客観的に行う必要があること。その際、引き続き、平成25年756号通知で示された本人・保護者の意向を可能な限り尊重すること。
 - ・ 障害のある子どもの障害の状態はあくまでも判断に当たっての一要素となり、そのほかに、教育支援委員会で教育上必要な支援の内容等についても正確な情報収集・分析されることが必要であり、今後、都道府県教育委員会や特別支援学校が市町村教育委員会等に対して専門的助言等を行うことが考えられること。
 - ・ 平成25年756号通知で示された特別支援学級及び通級による指導の対象となる児童生徒の障害の程度を、より具体的な形で分かりやすく示すとともに、障害の程度を参考に、特別の教育課程を検討する際の視点を解説する。
 - ・ 特別支援学級に在籍していて、同学年の教育課程を学修している児童生徒のうち、特別支援学級において指導を受ける時間が一定の時間に満たない者については、一部の授業について当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態の対象とすることを検討すること。